



2016年度 1月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 生保顧客

資産相談業務

実施日◆2017年1月22日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2016年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○3月1日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2016年10月1日現在
施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮
しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》
までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（59歳）は、平成29年5月に満60歳を迎える。Aさんは、大学卒業後、X社に入社し、以後、現在に至るまで同社に勤務している。X社の定年は満60歳であるが、65歳になるまでの間、下記の2パターンから雇用形態を選択して勤務することができる。なお、X社の従業員数は150名、正社員の所定労働日数・時間は週5日、1日8時間（週40時間）である。

【パターンⅠ】：週3日、1日7時間（週21時間）勤務、雇用保険のみ加入
賃金月額額は60歳到達時の50%で賞与なし

【パターンⅡ】：週5日、1日7時間（週35時間）勤務、社会保険・雇用保険に加入
賃金月額額は60歳到達時の80%で賞与なし

Aさんは、定年後は福祉のボランティア活動に時間を注ぎたいと考えているため、【パターンⅠ】の雇用形態を選択する予定であるが、Ⅰ・Ⅱの選択により、公的年金等の制度にどのような違いがあるか、理解しておきたいと思っている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさん夫婦に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさん夫婦に関する資料 >

(1) Aさん（昭和32年5月14日生まれ・59歳・会社員）

- ・公的年金加入歴：下図のとおり（60歳定年時までの見込みを含む）
- ・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

20歳	22歳	60歳
国民年金 未加入期間(35月)	厚生年金保険 276月	
	(平成15年3月以前の 平均標準報酬月額30万円)	(平成15年4月以後の 平均標準報酬額50万円)

(2) 妻Bさん（昭和32年5月20日生まれ・59歳・専業主婦）

- ・公的年金加入歴：18歳からAさんと結婚するまでの16年間（192月）は、厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。
- ・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》はじめに、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが65歳になるまでに受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄～に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、年金額は平成28年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

「老齢厚生年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、経過措置として、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、かつ、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あることなどの所定の要件を満たしている方は、65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。

昭和32年5月生まれのAさんは、原則として、(①)歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。仮に、Aさんが【パターンⅠ】を選択し、厚生年金保険の被保険者ではなくなった場合、Aさんが(①)歳から受給することができる特別支給の老齢厚生年金の額は、下記<資料>の計算式により、年額(②)円となります。【パターンⅡ】を選択した場合は、(①)歳到達時における厚生年金保険の被保険者記録を基に、年金額が計算されます。

なお、Aさんが【パターンⅡ】を選択して(①)歳以後も引き続き厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務した場合、特別支給の老齢厚生年金は、総報酬月額相当額との間で調整が行われます。具体的には、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が(③)万円(平成28年度の支給停止調整開始額)を超える場合は、年金額の一部または全部が支給停止となります」

<資料>

特別支給の老齢厚生年金の計算式(本来水準の額、平成28年度価額)

・特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の額 = 下記の計算式の①+②

① 平成15年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{平成15年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 平成15年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}$$

《問2》 次に、Mさんは、Aさんに対して、X社に継続雇用された場合の雇用保険の給付等について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- i) 「【パターンⅠ】のように、60歳以後の各月（支給対象月）に支払われる賃金額が、60歳到達時の賃金月額75%相当額を下回る場合、Aさんは、原則として、雇用保険の（①）を受給することができます。（①）の額は、支給対象月ごとに、賃金額の低下率に応じて一定の方法により算定されますが、最高で賃金額の（②）%に相当する額になります」
- ii) 「厚生年金保険の被保険者が特別支給の老齢厚生年金と（①）を同時に受給する場合、特別支給の老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みによる支給調整に加えて、毎月、標準報酬月額（③）%を上限に支給停止されることとなります。ただし、Aさんが【パターンⅠ】を選択した場合、Aさんは厚生年金保険の被保険者ではないため、特別支給の老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みによる支給調整は行われず、（①）の支給による年金額の支給停止もありません」

語句群

イ. 6 ロ. 9 ハ. 10 ニ. 15 ホ. 25 ヘ. 35
ト. 高年齢雇用継続基本給付金 チ. 再就職手当 リ. 常用就職支度手当

《問3》 最後に、Mさんは、Aさんに対して、X社に継続雇用された場合の社会保険の取扱いについて説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「【パターンⅡ】を選択した場合、Aさんは、引き続き、厚生年金保険の被保険者となりますので、妻Bさんは60歳以降も国民年金の第3号被保険者として加入することになります」
- ② 「【パターンⅡ】を選択した場合、Aさんは、60歳以降も全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者となりますので、妻BさんをAさんが加入する健康保険の被扶養者とすることができます」
- ③ 「【パターンⅠ】を選択した場合、Aさんは健康保険の被保険者資格を失うこととなりますので、国民健康保険に加入、もしくは全国健康保険協会管掌健康保険に任意継続被保険者として加入する手続が必要となります」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員であるAさん（40歳）は、長男Cさん（0歳）の誕生とマイホーム（戸建て）の購入を機に、生命保険の見直しを考えている。そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談した。

Aさんの生命保険の見直しにあたり、MさんがAさんから収集した情報の一部は、以下のとおりである。その他の情報については、《問4》の表を参照すること。

〈Aさんの家族構成〉

Aさん（40歳・会社員）

妻Bさん（35歳・専業主婦）

長男Cさん（0歳）

〈支出に関する資料〉

日常生活費　：　月額25万円

（日常生活費以外の支出については、《問4》の表のとおりである）

〈取得予定のマイホーム（戸建て）に関する資料〉

物件概要　……………　取得価額：2,200万円、建物の延床面積：100㎡

取得予定　……………　平成29年2月

資金調達方法　……………　自己資金　700万円

銀行からの借入金　1,500万円（Aさんが全額借入予定）

住宅ローン　……………　返済期間20年、毎年の返済額90万円、元利均等返済方式
（団体信用生命保険に加入）

〈Aさんが現在加入している生命保険（死亡保険金受取人は妻Bさん）〉

終身保険（平成11年4月加入）　……………　死亡保険金額　1,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》はじめに、Mさんは、下記の各ケースにおいて、Aさんが死亡した場合の必要保障額を試算した。下記の＜条件＞を参考に、Aさんの必要保障額を計算した下記の表の空欄～に入る金額を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。また、金額がマイナスになる場合は、金額の前に「-」を記載し、マイナスであることを示すこと。

＜条件＞

- | |
|--|
| i) 長男Cさんが独立する年齢は、22歳（大学卒業時）とする。 |
| ii) Aさんの死亡後から長男Cさんが独立するまで（22年間）の生活費の総額は、現在の日常生活費の70%とし、長男Cさんが独立した後の妻Bさんの生活費の総額は、現在の日常生活費の50%として計算する。 |
| iii) 長男Cさん独立時の妻Bさんの平均余命は、31年とする。 |

	＜ケース1＞	＜ケース2＞
	平成29年2月時	長男Cさん独立時
Aさんの年齢	40歳	62歳
妻Bさんの年齢	35歳	57歳
長男Cさんの年齢	0歳	22歳
生活費の総額	(①)	(④)
住宅ローンの返済額	(②)	0
住宅修繕・リフォーム費用	500	300
租税公課（固定資産税等）	700	400
教育・結婚援助資金	1,500	300
耐久消費財購入費用	500	200
その他費用（趣味・娯楽等）	1,000	500
死亡整理資金（葬儀費用等）	300	300
(a) 遺族に必要な資金の総額	□□□	□□□
遺族厚生年金等	6,000	3,000
妻Bさんの公的年金	1,800	1,800
妻Bさんの勤労収入等	2,000	600
死亡退職金等	500	1,800
金融資産（現金、預貯金等）	500	1,500
(b) 準備資金	10,800	8,700
必要保障額（a - b）	(③)	□□□

※各数値の単位は万円であり、Mさんが収集した情報を基に概算の金額を算出したものである。

※計算にあたって、物価上昇率等は考慮していない。

《問5》 次に、Mさんは、Aさんに対して、必要保障額の考え方について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「<ケース1>における必要保障額はプラス、<ケース2>における必要保障額はマイナスとなります。一般に、必要保障額は子どもの成長とともに逡減していきますので、期間の経過に応じて年金受取総額が逡減する収入保障保険に新規加入することも検討事項の1つとなります」
- ② 「必要保障額の計算結果は、妻Bさんの就労スタイル（正社員・パート等）により差異が生じますので、現実的な範囲内の金額を妻Bさんの収入金額として、準備資金のなかに加算するようにしてください」
- ③ 「必要保障額を計算するうえで、公的年金の遺族給付の概要について理解する必要があります。仮に、現時点でAさんが死亡した場合、妻Bさんに対して、遺族基礎年金および遺族厚生年金が支給されますが、遺族基礎年金および遺族厚生年金の給付は長男Cさんが18歳に到達した年度の3月末までとなります」

《問6》 最後に、Mさんは、Aさんに対して、生命保険の見直しについて説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「今回の必要保障額の計算は、あくまでもAさんが死亡した場合を想定しており、Aさんがケガや病気等で働けなくなったケースは想定していません。死亡保障の準備と同時に、公的介護保険制度や身体障害者福祉法に連動して保険金が支払われる保険商品などへの加入を検討してみるとよいと思います」
- ② 「学資（こども）保険は、保険期間中に契約者が死亡した場合でも、通常、以後の保険料払込が免除されたうえで、学資祝金や満期祝金を受け取ることができる生命保険です。貯蓄性の比較的高い保険商品と比較的安い保険料で高額な保険金が確保できる定期保険を上手に組み合わせて、必要な保障額を準備されることをお勧めします」
- ③ 「Aさんが加入している終身保険は、死亡保障だけでなく、将来の資金需要に対応できる貯蓄性を兼ね備えています。老後の生活資金を準備する目的を兼ねて、終身保険は継続されることをお勧めします」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（45歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長である。Aさんは、現在、従業員および自身の退職金準備の方法について検討している。そこで、Aさんは、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Mさんが提案した内容は、以下のとおりである。

<Mさんの提案内容>

- ① 従業員の退職金準備を目的として、中小企業退職金共済制度（X社は加入要件を満たしている）および<資料1>の生命保険（福利厚生プラン）を提案した。
- ② Aさんの退職金準備を目的として、<資料2>の生命保険を提案した。

<資料1>

保険の種類	養老保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	X社
被保険者	全従業員（35名）
死亡保険金受取人	被保険者の遺族
満期保険金受取人	X社
保険期間・保険料払込期間	60歳満期
死亡・高度障害保険金額	500万円（1人当たり）
年払保険料	640万円（35名の合計）

<資料2>

保険の種類	無配当定期保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	X社
被保険者	Aさん
死亡保険金受取人	X社
保険期間・保険料払込期間	99歳満了
死亡・高度障害保険金額	1億円
年払保険料	240万円
65歳時の解約返戻金額（注1）	4,425万円・単純返戻率92.2%

注1：解約返戻金額の80%の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Mさんは、Aさんに対して、中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という）の特徴について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄～に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のイ～ヌのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「中退共は、中小企業の事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構と雇用者（従業員）を被共済者とする退職金共済契約を締結して、退職金を社外に積み立てる退職金準備の共済制度です。

毎月の掛金は、被共済者（従業員）1人につき月額5,000円から30,000円までの16種類のなかから任意に選択することができます。また、新しく中退共に参加する事業主に対して、掛金月額（①）分の1（従業員ごと上限5,000円）を加入後4カ月目から（②）年間、国が助成する制度があります。

被共済者（従業員）が中途（生存）退職したときは、退職金が勤労者退職金共済機構から一時金として（③）支給され、退職所得として課税の対象となります。なお、所定の要件を満たした場合は、一時金を分割払いとすることができます。分割払いの支払を受けた場合、当該金額は（④）所得として総合課税の対象となります」

語句群

イ. 1 ロ. 2 ハ. 3 ニ. 4 ホ. 5 ヘ. 従業員本人に直接
ト. 法人を経由して従業員に チ. 配当 リ. 雑 ヌ. 給与

《問8》 Mさんは、Aさんに対して、＜資料1＞の福利厚生プランについて説明した。Mさんが説明した次の記述～について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「＜資料1＞の福利厚生プランに参加した場合、X社は支払う年払保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は資産に計上し、残りの金額は福利厚生費として損金の額に算入します」
- ② 「仮に、被保険者に全役員を加えて、保険金額等の契約内容を従業員と同様に設定した場合は、当該役員に係る保険料の2分の1に相当する金額は資産に計上し、残りの金額は給与として損金の額に算入することになります」
- ③ 「死亡保険金が支払われた場合、当該契約に係る保険料積立金および配当金積立金を取り崩し、死亡保険金等との差額を雑収入として益金の額に算入します」

《問9》 Mさんは、Aさんに対して、＜資料2＞の無配当定期保険について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「当該生命保険の保険料は、保険期間開始の時から当該保険期間の6割に相当するまでの期間においては、その2分の1を資産に計上し、残りの2分の1を期間の経過に応じて損金の額に算入します。保険期間の後半4割相当期間においては、支払保険料の全額を損金の額に算入するとともに、それまでに資産に計上した前払保険料の累積額をその期間の経過に応じ取り崩して損金の額に算入します」
- ② 「X社が緊急資金を必要とした際には、契約者貸付制度を利用することにより、当該保険契約を解約することなく資金を調達することができます。ただし、契約者貸付の貸付金には、保険会社所定の利息が発生します」
- ③ 「当該生命保険の単純返戻率（解約返戻金額÷払込保険料累計額）は、65歳前後にピークを迎え、その後、90歳前後まで同程度の水準を維持しながら推移します。65歳以後に解約などして、役員退職金等の原資を確保するようにしてください」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

個人事業主のAさんは、妻Bさん、長女Cさんおよび二女Dさんの4人家族である。
Aさんの家族に関する資料および平成28年分の収入等に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

- Aさん（48歳）： 個人事業主（青色申告者）
妻Bさん（43歳）： Aさんが営む事業に専ら従事している。青色事業専従者として、平成28年中に180万円の給与を受け取っている。
長女Cさん（17歳）： 高校生。平成28年中の収入はない。
二女Dさん（13歳）： 中学生。平成28年中の収入はない。

＜Aさんの平成28年分の収入等に関する資料＞

(1) 事業所得の金額： 1,300万円（青色申告特別控除後）

(2) 一時払養老保険の満期保険金

- 契約年月： 平成18年4月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
満期保険金受取人： Aさん
満期保険金額： 1,110万円
一時払保険料： 1,000万円

(3) 一時払終身保険の解約返戻金

- 契約年月： 平成24年10月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
死亡保険金受取人： 妻Bさん
解約返戻金額： 990万円
一時払保険料： 1,000万円

※妻Bさん、長女Cさんおよび二女Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも平成28年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~リの中から選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することにより、事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高（ ① ）万円を控除することができる。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高10万円となる。

また、青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の（ ② ）年間の繰越控除、純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について（ ③ ）を選択できることなどが挙げられる。

語句群

イ. 3 ロ. 5 ハ. 7 ニ. 10 ホ. 55 ヘ. 65
ト. 低価法 チ. 先入先出法 リ. 最終仕入原価法

《問11》 Aさんの平成28年分の所得税の課税に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「一時払養老保険の満期保険金および一時払終身保険の解約返戻金は、一時所得の収入金額として総合課税の対象になります」
- ② 「中学生の二女Dさんは一般の控除対象扶養親族に該当しますので、二女Dさんに係る扶養控除の額は38万円になります」
- ③ 「妻Bさんは、青色事業専従者として給与の支払を受けていますので、妻Bさんの合計所得金額の多寡にかかわらず、控除対象配偶者には該当せず、Aさんは配偶者控除の適用を受けることはできません」

《問12》 Aさんの平成28年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□」で示してある。

	事業所得の金額	13,000,000円
	一時所得の金額	□□□円
(a)	総所得金額	(①) 円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	扶養控除	(②) 円
	基礎控除	380,000円
(b)	所得控除の額の合計額	2,950,000円
(c)	課税総所得金額 ((a) - (b))	□□□円
(d)	算出税額 ((c) に対する所得税額)	(③) 円

<資料> 所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
~	195	5%	-
195	~ 330	10%	9万7,500円
330	~ 695	20%	42万7,500円
695	~ 900	23%	63万6,000円
900	~ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	~ 4,000	40%	279万6,000円
4,000	~	45%	479万6,000円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（72歳）は、大都市圏にあるX市において、個人で不動産賃貸業を営んでいる。Aさんの推定相続人は、妻Bさん（70歳）、長男Cさん（45歳）および二男Dさん（43歳）の3人である。

長男Cさんは、X市内の企業に勤務しており、Aさん宅から比較的近い場所に住んでいる。他方、二男Dさんは他県にある上場企業に勤務しており、仕事の関係上、X市に戻る意思はない。

Aさんは、自己の相続に関し、不動産賃貸業を手伝ってくれている長男Cさんに賃貸ビルを相続させたいと考えている。しかし、二男Dさんは長男Cさんとは仲が悪く、以前から、「Aさんの相続が発生したら、相当額の財産を相続しなければ納得できない」と言っている。Aさんは、長男Cさんに偏った相続が行われると、長男Cさんと二男Dさんとの間で争いが起こるのではないかと心配している。

＜Aさんの推定相続人＞

妻Bさん : Aさんと同居し、生計を一にしている。

長男Cさん : 会社員。妻と子2人（17歳・15歳）の4人暮らし。

二男Dさん : 会社員。妻と子1人（14歳）の3人暮らし。

＜Aさんが保有する主な財産（相続税評価額）＞

現預金 : 6,000万円

自宅（敷地330㎡） : 3,000万円

自宅（建物） : 1,000万円

賃貸ビル（敷地400㎡） : 1億2,000万円

賃貸ビル（建物） : 7,000万円

※敷地は、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

＜Aさんが加入している一時払終身保険の内容＞

契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

死亡保険金額 : 1,500万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 下記の表は、現時点（平成29年1月22日）において、Aさんの相続が開始し、相続税の課税価格の合計額が3億円とした場合における相続税の総額を試算したものである。空欄～に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 相続税の課税価格の合計額	3億円
(b) 遺産に係る基礎控除額	(①) 万円
課税遺産総額 (a - b)	□□□万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	□□□万円
長男Cさん	(②) 万円
二男Dさん	□□□万円
(c) 相続税の総額	(③) 万円

<資料>相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円

《問14》 Aさんの相続に係る遺産分割に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~ヌのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- I 「仮に、Aさんの相続に係る遺留分算定の基礎となる財産の価額を3億円とした場合、二男Dさんの遺留分の金額は、(①)万円になります。Aさんについて相続が開始し、長男Cさんが賃貸ビルなど相続財産の大部分を取得したならば、二男Dさんの遺留分は侵害される可能性があります。遺留分が侵害された場合、遺留分権利者である二男Dさんは、Aさんの相続の開始を知った時から(②)年以内に遺留分減殺請求権を行使することにより、遺留分を保全することができます」
- II 「Aさんの相続開始後、相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わなかった場合、『配偶者に対する相続税額の軽減』『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることはできません。ただし、相続税の申告の際に『申告期限後(③)年以内の分割見込書』を提出し、申告期限後(③)年以内に遺産分割協議が成立したならば、『配偶者に対する相続税額の軽減』『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることが可能となり、分割後4カ月以内に更正の請求を行うことができます」
- III 「遺産分割を巡る争いを防ぐ手段として遺言書の作成をお勧めします。遺言の効力を確かなものにするを考えると、(④)証書遺言の作成が望ましいと思います。(④)証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成します」

語句群

イ. 1 ロ. 3 ハ. 5 ニ. 10 ホ. 3,750 ヘ. 7,500
ト. 1億5,000 チ. 自筆 リ. 秘密 ヌ. 公正

《問15》 Aさんの相続等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「仮に、妻Bさんが『特定居住用宅地等』に該当する自宅の敷地（330㎡）と『貸付事業用宅地等』に該当する賃貸ビルの敷地（400㎡）を相続により取得した場合には、それぞれの適用対象面積（730㎡）まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができます」
- ② 「現時点（平成29年1月22日）において、Aさんの相続が開始した場合、妻Bさんが受け取る死亡保険金のうち、相続税の課税価格に算入される金額は500万円となります」
- ③ 「契約者および死亡保険金受取人を長男Cさん、被保険者をAさんとする終身保険に加入し、長男Cさんが負担する保険料相当額の現金をAさんが贈与することも検討事項の1つです。納税資金の確保に加えて、二男Dさんに対する代償交付金の準備もできます」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）